

【経営事項審査を受審される群馬県知事建設業許可業者の方へ】

## 経営事項審査制度が改正されます

(平成30年4月1日からの申請に適用されます)

建設業法施行規則等が改正されたことにより、以下の項目が改正されます。

### 1 社会保険未加入業者への評価について

・W点における社会保険未加入業者への評価方法が次のとおり改正されます。

W点の評価項目	最高点 (現行)	最低点 (現行)	最低点 (改正)
W1：労働福祉の状況	45	-120	-120
雇用保険の未加入	0	-40	-40
健康保険の未加入	0	-40	-40
厚生年金保険の未加入	0	-40	-40
...	...	...	...
W2：建設業の営業継続の状況	60	-60	-60
...	...	...	...
民事再生法又は会社更正法の適用の有無	0	-60	-60
...	...	...	...
W4：法令遵守の状況	0	-30	-30
...	...	...	...
合計(A)	202	0	-210
W評点(A × 10 × 190 ÷ 200)	1,919	0	-1,995

### 2 防災活動への貢献状況の加点について

・防災活動への貢献状況による評価方法が、次のとおり改正されます。

W点の評価項目	現行		改正	
	有	無	有	無
防災活動への貢献の状況（防災協定締結の有無）	15	0	20	0

### 3 建設機械の保有状況の加点方法の見直し

・建設機械の保有状況による評価方法が次のとおり改正されます。

建設機械の保有状況															
台数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15～
現行点数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
改正点数	5	6	7	8	9	10	11	12	12	13	13	14	14	15	15

## 4 評価対象とする建設機械の範囲の拡大

<現行の加点対象機種>

- ・ショベル系掘削機 ・ブルドーザー ・トラクターショベル ・移動式クレーン
- ・大型ダンプ車 ※事業の種類として建設業を届出、表示番号の指定を受けているもの
- ・モーターグレーダー

対象機種を拡大

<改正後の加点対象機種>

- ・ショベル系掘削機 ・ブルドーザー ・トラクターショベル ・移動式クレーン
- ・大型ダンプ車 ※事業の種類として建設業を届出、表示番号の指定を受けているもの及び、主として建設業に使用されていることを運輸支局へ届出し、車検証の備考欄に「建」の記載及び運輸支局の押印があるもの。
- ・モーターグレーダー

## 5 今回の改正に伴う再審査について

上記改正に伴う再審査を希望する方について、次の期間に手数料無料で受付します。

**【再審査の受付期間：平成30年4月1日～7月29日】**

※なお、改正前の審査基準による結果通知が必要な方は、  
**平成30年3月15日（木）**までに申請してください。

### 【再審査における申請書記載上の注意事項】

再審査において、通常の審査と申請書の記載内容が異なる点は次のとおりです。

- ①「様式第二十五号の十一 本紙」1ページ 項番「05」の「申請等の区分」は「4」を記入してください。
- ②「様式第二十五号の十一 本紙」2ページの「審査結果の通知番号」、「審査結果の通知の年月日」、「再審査を求める事項」、「再審査を求める理由」を必ず記入してください。
- ③上記「②」の「再審査を求める事項」は、「平成30年4月1日施行の改正に係る事項」と記入し、「再審査を求める理由」は、「制度改正のため」と記入してください。
- ④本改正に伴う総合評定値の変化が見込まれない場合、再審査を受審することはできません。

改正の概要は以上のとおりですが、詳細については群馬県ホームページ (<http://www.pref.gunma.jp>) に**3月中に掲載予定**です。

<群馬県庁ホームページ>

トップページ → しごと・産業・農林・土木 → 土木・建築（事業者向け）  
→ 建設業関連 → 経営事項審査

または、トップページで **経営事項審査** を入力して



**お問い合わせ先** 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県 県土整備部 建設企画課 建設業係

電話 027-226-3524

FAX 027-224-3339